

報告事項別紙

〔目的外利用〕

一括承認基準 8 について、次のとおり追加する。

【追加後】

目的外利用に係る一括承認基準	該当する法令名等（例示）	目的外利用の項目
法令等に照会等ができる旨の規定がある場合 8 公的扶助の支給、措置の決定、所得制限のある公営住宅の入居、奨学金の貸与又は給付の審査等のために、本人又は扶養義務者等の課税状況、心身の状況又はこれらの者の置かれている環境等に関する個人情報をも目的外利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> * 地方税法第353条第1項（固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権） * 生活保護法第29条（資料の提供等） * 老人福祉法第36条（調査の囑託及び報告の請求） * 公営住宅法第34条（収入状況の報告の請求等） * 児童手当法第28条（資料の提供等） * 児童扶養手当法第30条（資料の提供等） * 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条（資料の提供等） * <u>高齢者の医療の確保に関する法律第138条第3項（資料の提供等）</u> * <u>児童虐待の防止等に関する法律第13条の4（資料又は情報の提供）</u> 	

【追加前】

目的外利用に係る一括承認基準	該当する法令名等（例示）	目的外利用の項目
法令等に照会等ができる旨の規定がある場合 8 公的扶助の支給、所得制限のある公営住宅の入居、奨学金の貸与又は給付の審査等のために、課税状況等に関する個人情報をも目的外利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> * 地方税法第353条第1項（固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権） * 生活保護法第29条（調査の囑託及び報告の請求） * 老人福祉法第36条（調査の囑託及び報告の請求） * 公営住宅法第34条（収入状況の報告の請求等） * 児童手当法第28条（資料の提供等） * 児童扶養手当法第30条（資料の提供等） * 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条（資料の提供等） * <u>墨田区老人福祉手当条例第11条（状況調査）</u> * <u>老人保健法第79条の3（資料の提供等）</u> 	

老人保健法は、平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設に伴い、「高齢者の医療の確保に関する法律」と法律名が変更され、条文も移動している。

[外部提供]

一括承認基準 1 及び 4 について、次のとおり追加する。

【追加後】

外部提供に係る一括承認基準	該当する法令名等（例示）	外部提供項目
<p>1 捜査機関、裁判所、弁護士会等が法令に基づいて行う照会等に対して回答する場合 （犯罪の容疑、非行、民事訴訟等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 刑事訴訟法第197条第2項（捜査に必要な取調べ） * 刑事訴訟法第279条（公務所等に対する照会） * 刑事訴訟法第507条（公務所等に対する照会） * 少年法第16条（援助、協力） * 出入国管理及び難民認定法第28条（違反調査に必要な取調べ及び報告の要求） * 出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項（事実の調査） * 出入国管理及び難民認定法第61条の8（関係行政機関の協力） * 民事訴訟法第186条（調査の囑託） * 民事訴訟法第226条（文書送付の囑託） * 弁護士法第23条の2（報告の請求） * 刑事訴訟法第218条（令状による差押え等） * 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第13条第2項（裁定のための調査等） * 道路交通法第51条の5第2項（報告徴収等） * 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第12条第2項（公務所等に対する照会） * 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第10条（裁判員候補者の本籍照会の方法） * 検察審査会法第12条の6（<u>公務所等に対する照会</u>） * 検察審査会法施行令第8条の3（<u>検察審査員候補者の本籍照会の方法</u>） * 関税法第105条の3（官公署等への協力要請） * 関税法第119条第2項（<u>官公署等に対する照会</u>） * 国税通則法第131条第2項（<u>官公署等に対する照会</u>） * 家事事件手続法第62条（調査の囑託等） 	
<p>4 国、他の地方公共団体その他の公的団体が法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合</p> <p>（1）国税、地方税並びに地方自治法第231条の3第3項に規定する普通地方公共団体の歳入並びに同条第2項に規定する手数料及び延滞金に関する調査</p> <p>（2）年金給付又は保険料に関する処分についての調査又は受給権の調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 国税通則法第74条の12第1項（官公署等への協力要請） * 地方税法第20条の11（官公署への協力要請） * 地方税法第353条第1項（固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権） * 国税徴収法第141条（質問及び検査） * 国税徴収法第146条の2（官公署等への協力要請） * 国民年金法第108条（資料の提供等） * 恩給法第9条の2（調査） * 健康保険法第199条（資料の提供） * 厚生年金保険法第100条の2第2項、第4項及び第5項（資料の提供） * 高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項、第2項及び第3項（資料の提供等） 	

<p>(3) 公的扶助、措置の決定又は実施のための調査</p> <p>(4) 保険料、保育料等の決定に必要な課税状況等の照会</p>	<ul style="list-style-type: none"> * <u>生活保護法第29条（資料の提供等）</u> * 老人福祉法第36条（調査の囑託及び報告の請求） * 公営住宅法第34条（収入状況の報告の請求等） * <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条（資料の提供等）</u> * 児童手当法第28条（資料の提供等） * <u>児童虐待の防止等に関する法律第13条の4（資料又は情報の提供）</u> * <u>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第22条（照会）</u> * 国民健康保険条例（被保険者の所得割額の算定） 	
--	---	--

【追加前】

外部提供に係る一括承認基準	該当する法令名等（例示）	外部提供項目
<p>1 捜査機関、裁判所、弁護士会等が法令に基づいて行う照会等に対して回答する場合（犯罪の容疑、非行、民事訴訟等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 刑事訴訟法第197条第2項（捜査に必要な取調べ） * 刑事訴訟法第279条（公務所等に対する照会） * 刑事訴訟法第507条（公務所等に対する照会） * 少年法第16条（援助、協力） * 出入国管理及び難民認定法第28条（違反調査に必要な取調べ及び報告の要求） * 出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項（事実の調査） * 出入国管理及び難民認定法第61条の8（関係行政機関の協力） * 民事訴訟法第186条（調査の囑託） * 民事訴訟法第226条（文書送付の囑託） * 弁護士法第23条の2（報告の請求） * 刑事訴訟法第218条（令状による差押え等） * <u>法人税法第156条の2（官公署等への協力要請）</u> * 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第13条第2項（裁定のための調査等） * 道路交通法第51条の5第2項（報告徴収等） * 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第12条第2項（公務所等に対する照会） * 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第10条（裁判員候補者の本籍照会の方法） * 検察審査会法第12条の6 * 検察審査会法施行令第8条の3 * 関税法第105条の3（官公署等への協力要請） * 関税法第119条第2項（質問、検査又は領置等） * 国税犯則取締法第1条第3項 	
<p>4 国、他の地方公共団体その他の公的団体が法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合</p> <p>(1) 国税、地方税並びに地方自治法第231条の3第3項に規定する普通地方公共団体の歳入並びに同条第2項に規定する手数料及び延滞金に関する調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> * <u>国税通則法第74条の12第6項（当該職員の本籍等に対する照会及び官公署等への協力要請）</u> * 地方税法第20条の11（官公署等への協力要請） * 地方税法第353条第1項（固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権） * <u>法人税法第156条の2（官公署等への協力要請）</u> * 国税徴収法第141条（質問及び検査） * 国税徴収法第146条の2（官公署等への協力要請） 	

<p>(2) 年金給付又は保険料に関する処分についての調査又は受給権の調査</p> <p>(3) 公的扶助、措置の決定又は実施のための調査</p> <p>(4) 保険料、保育料等の決定に必要な課税状況等の照会</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 国民年金法第108条（資料の提供等） * 恩給法第9条の2（調査） * 生活保護法第29条（調査の囑託及び報告の請求） * 老人福祉法第36条（調査の囑託及び報告の請求） * 公営住宅法第34条（収入状況の報告の請求等） * 障害者自立支援法第12条（資料の提供等） * 児童手当法第28条（資料の提供等） * 国民健康保険条例（被保険者の所得割額の算定） 	
--	---	--